

令和3年度 赤い羽根・新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン

「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」群馬県実施要項

令和3年3月制定 社会福祉法人 群馬県共同募金会

1 キャンペーン概要

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)の流行等の影響が長期化の様相を呈するなか、感染症罹患に関連する不安のみならず、社会構造の変化の狭間で困りごとを抱えたまま孤立するリスクも大きな社会不安となってきました。これらの不安がときに人々の生活といのちを脅かすという現状を直視し、柔軟な対応力・機動力のある民間の支援活動を支援するために、助成と寄付募集を行うことで、この難局をみんなで乗り越えていこうと働きかける全国協調のキャンペーンを実施します。

2 実施趣旨

- ・感染症流行等の影響として、非正規労働者差別や就職難等に端を発する衣食住の生活困難、労働・就学形態の変化に伴う家庭環境や家族関係の変化、生活困難の長期化から来る精神状態の悪化、新しい生活様式の定着に伴う子育て環境の変化や社会参加のあり様の変化などが考えられます。
- ・また、感染症罹患とその家族等は、病そのものへの不安のみならず、心ない言葉や偏見・差別などにより更なる不安を抱えることもあります。
- ・変化による困りごとや不安による生きづらさを抱え続け、社会構造の変化の狭間で生きる術を見失ってしまう人々に対して、適時適切に支援することが必要です。しかし、公的施策があっても円滑に運用されない現状や、また何も施策がない分野もあり、民間の柔軟で先駆的な支援活動が求められています。
- ・この状況を踏まえ、すでに取り組み始めている支援活動に緊急的に助成するとともに、課題の長期化を見据えた先駆的な事業へも助成を行うことで、感染症流行下における人々の「生きる」ためのニーズの偏在と社会構造の変化を明らかにする一助となるよう、当キャンペーンを実施します。

3 実施者

(実施主体)群馬県共同募金会

(協働実施)全国の都道府県共同募金会及び中央共同募金会

4 協力

群馬県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会（いずれも依頼中）

5 助成について

(1) 助成対象とする「いのちをつなぐ支援活動」の概念

人々の「生きる」ためのニーズを「生存・保護」「社会参加・自由」「アイデンティティ」とし、このいずれかが感染症流行等の影響の長期化により脅かされるような状況となっている人に対して、緊急的又は先駆的に支援を行い、その支援内容を情報化して関係機関と共有することで、感染症流行下における難局を社会全体で乗り越える一助となる活動を、「いのちをつなぐ支援活動」として助成対象とします。

(2) 助成対象事業

上記(1)を踏まえた事業で次の①～⑤に示すもの、又は上記2の趣旨を踏まえた事業を対象とします。

①「生存・保護」のニーズに対応する事業

給付系支援(食料支援、住居支援など)、子どもの発育・発達支援、DV・虐待防止等

②「社会参加・自由」のニーズに対応する事業

自立促進系支援(就労・就学支援、交流等社会参加支援など)

③「アイデンティティ」のニーズに対応する事業

こころの支援(傾聴、ピアサポート、ケースワーク等個別支援、偏見・差別に対応する活動など)

④いのちをつなぐ支援につなげる事業

相談へのハードルを下げ、日常生活の延長上で支援につなぐ取り組み、情報提供等

⑤いのちをつなぐ支援の必要性を社会に促す事業

支援事業に取り組みながら、さらなる課題解決に向かうための調査・啓発等

(3) 助成対象経費

助成対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。特に長期的視座で取り組む事業については、緊急的にかかる人材養成経費及び人件費等も計上できます。

(4) 助成対象期間

原則として令和3年4月から令和4年3月までの事業とします。ただし、すでに緊急的に取り組み始めている事業で、助成決定後もしばらくの間継続して実施する場合は、会計上の年度処理を適切に行うことを条件に、令和3年1月まで遡及して対象とすることができます。

(5) 申請者

非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、群馬県内で活動するものとします。

(6) 助成上限額及び助成条件等

助成上限額	助成条件等	助成予定件数
30万円	・助成期間終了後もしばらくの間組織及び活動を維持すること。 ・県民及び寄付者等に対して助成事業の説明責任を果たすこと。	7件
100万円	(上記に加えて)・単に備品等を整備するのみの事業は対象外。 ・申請時に、事業の必要性や成果目標等に重点を置いて審査する。 ・9月の中間報告(A4判用紙1枚程度と写真等)を必須とする。	2件

※助成件数は申請状況及び寄付金受付状況等により変動します。

(7) 申請及び助成決定

①申請方法: 別途定める「申請書」及び添付書類を E-mail にて送信して下さい。

②受付〆切: 令和3年4月30日(金)E-mail 受信分までとします。

③助成決定: 令和3年5月末日までに決定します。

※申請状況及び寄付金受付状況によっては、6月以降に追加募集を行います。

(8) 助成決定後の流れ

①交付: 助成決定後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、2週間程度で振り込みます。

②中間報告: 上限100万円の助成については、9月ごろに中間報告書をご提出いただきます。

③精算: 事業完了後1カ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出下さい。

助成金に残金がある場合は、完了報告書提出時に返還して下さい。

なお、助成対象事業以外への流用が認められた場合は返還を求めますのでご承知おき下さい。

④情報発信: 申請者のホームページ・SNS アカウント等で事業の進捗を随時発信して下さい。

その情報を群馬県共同募金会がシェア等で発信することで、県民への周知を図ります。

(9) 留意事項

①申請多数の場合は、今後の社会情勢の変化を見通して、人々の「つながりの再構築」を目指す視点で審査を行い、優先順位をつけて選考します。

②いずれの事業においても、同じ事業形態を継続する必要はなく、取り組む課題や目的が一貫して変わらなければ、手法としての事業形態は状況に応じて変化させて構いません。

③提出できる申請書は 1 申請者につき 1 件を原則としますが、解決したい課題等が異なる事業を計画する場合は複数提出できます。

6 寄付金募集について

- (1) 募集期間：原則として令和3年6月末までですが、状況により延長する場合があります。
- (2) 受入口座：群馬銀行 県庁支店 普通預金 0036376
(口座名義)社会福祉法人群馬県共同募金会 ※振込手数料がかかります。
- (3) その他の寄付方法
インターネットを活用した寄付方法(都道府県を選択したネット募金)などもございますので、詳しくは群馬県共同募金会ホームページでご確認下さい。
- (4) 税制優遇及び領収書について
当キャンペーンへのご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。領収書を必要とされる場合は、別途定める「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき、FAX・E-mail 等によりお送り下さい。
なお、寄付申込の状況によっては、領収書発行に相当期間をいただきますのでご了承下さい。
- (5) 群馬県共同募金会ホームページへの掲載
一定額以上のご寄付を下された企業・団体等でご希望がある場合は、群馬県共同募金会ホームページの「赤い羽根サポーター」のコーナーでご紹介いたします。詳細はお問合せ下さい。
- (6) その他留意事項
助成結果等については群馬県共同募金会のホームページで報告します。

7 寄付受入及び助成の弾力運用について

寄付の受け入れ及び助成については、当キャンペーンの目的(「2 実施趣旨」等)に照らしながら、必要に応じて弾力的に行い、感染症流行下における福祉分野の課題解決に向けてより効果的に取り組みを進めていきます。

8 委任規定

この要項に定めるもののほか、当キャンペーンに関して必要な事項は会長が定めます。

9 当キャンペーンにかかる問合せ先

<群馬県共同募金会事務局>

所在地：〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

電話：027-255-6596

FAX：027-255-6214

E-mail：info2@akaihane-gunma.or.jp (助成申請書はこのアドレスに送信して下さい。)

ホームページ：https://www.akaihane-gunma.or.jp

担当者：星野(助成担当)、坂本(寄付担当)